

静岡県訓令甲第4号

本 庁  
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月8日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後																								
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 総務課長等 出先機関の総務課長、出先機関の所長補佐、地域局の地域課長、食肉衛生検査所の管理指導課長、工科短期大学の学務課長、あしたか職業訓練校の校長補佐、<u>農林大学校の大学校課長</u>、漁業高等学園の園長補佐並びに財務事務所（下田、熱海、富士、藤枝及び磐田に限る。）及び焼津漁港管理事務所の管理課長をいう。</p> <p>(19)～(23) (略)</p> <p>(専決)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 総務課長等 出先機関の総務課長、出先機関の所長補佐、地域局の地域課長、食肉衛生検査所の管理指導課長、工科短期大学の学務課長、あしたか職業訓練校の校長補佐、漁業高等学園の園長補佐並びに財務事務所（下田、熱海、富士、藤枝及び磐田に限る。）及び焼津漁港管理事務所の管理課長をいう。</p> <p>(19)～(23) (略)</p> <p>(専決)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 1559 395 1603">職 員</th> <th data-bbox="395 1559 620 1603">事 項</th> <th data-bbox="620 1559 788 1603">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="194 1603 788 1648">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1648 395 1939">局に置かれる調整主幹、主幹、調整主査及び経理調整班の職員</td> <td data-bbox="395 1648 620 1939">(略)</td> <td data-bbox="620 1648 788 1939"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="194 1939 788 1984">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	事 項	専決者	(略)			局に置かれる調整主幹、主幹、調整主査及び経理調整班の職員	(略)		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1559 1011 1603">職 員</th> <th data-bbox="1011 1559 1236 1603">事 項</th> <th data-bbox="1236 1559 1404 1603">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="810 1603 1404 1648">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1648 1011 1939">局に置かれる調整主幹、主幹、調整主査、<u>主査、主任</u>及び経理調整班の職員</td> <td data-bbox="1011 1648 1236 1939">(略)</td> <td data-bbox="1236 1648 1404 1939"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="810 1939 1404 1984">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	事 項	専決者	(略)			局に置かれる調整主幹、主幹、調整主査、 <u>主査、主任</u> 及び経理調整班の職員	(略)		(略)		
職 員	事 項	専決者																							
(略)																									
局に置かれる調整主幹、主幹、調整主査及び経理調整班の職員	(略)																								
(略)																									
職 員	事 項	専決者																							
(略)																									
局に置かれる調整主幹、主幹、調整主査、 <u>主査、主任</u> 及び経理調整班の職員	(略)																								
(略)																									

多文化共生課 旅券班の職員	(略)		多文化共生課 旅券班の職員	(略)	
<u>スポーツ局の 職員</u>	<u>別表第1（その 1）部（局）長 専決事項の欄に 掲げる事項</u>	<u>スポーツ担 当部長</u>			
空港管理課長 があらかじめ 指定した職員	(略)		空港管理課長 があらかじめ 指定した職員	(略)	
(略)			(略)		
地域福祉課人 権同和班の職 員	(略)		地域福祉課人 権同和班の職 員	(略)	
			<u>福祉長寿政策 課地域包括ケ ア推進班の職 員</u>	<u>〃</u>	<u>地域包括ケ ア推進室長</u>
感染症対策局 の職員	(略)		感染症対策局 の職員	(略)	
<u>健康増進課地 域包括ケア推 進班の職員</u>	<u>別表第1（その 1）課長専決事 項の欄(1)から(9) までに掲げる事 項</u>	<u>地域包括ケ ア推進室長</u>			
農業局、農地 局、森林・林 業局及び水産 ・海洋局の職 員	(略)		農業局、農地 局、森林・林 業局及び水産 ・海洋局の職 員	(略)	
(略)			(略)		
3～7 (略)			3～7 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（その1）及び別表第1（その2）を次のように改める。

（別表第1（その1）及び別表第1（その2）に係る部分の登載は、省略する。）

別表第2（その1）及び別表第2（その2）を次のように改める。

（別表第2（その1）及び別表第2（その2）に係る部分の登載は、省略する。）

## 附 則

- 1 この訓令甲は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令甲による改正後の静岡県事務決裁規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 改正後の規程別表第2（その1）新型コロナ対策企画課の項及び新型コロナ対策推進課の項の規定  
令和3年10月15日
  - (2) 改正後の規程別表第2（その1）衛生課の項愛玩動物看護師法に係る部分の規定 令和4年5月1日
  - (3) 改正後の規程別表第2（その1）盛土対策課の項及び別表第2（その2）土木事務所の項静岡県土採取等規制条例に係る部分の規定 令和4年7月1日